

公益財団法人久留米市生きがい健康づくり財団役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程

平成22年11月12日

規程第10号

改正 平成28. 3. 22規程第 3号

改正 令和 2. 3. 24規程第 9号

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人久留米市生きがい健康づくり財団（以下「財団」という。）定款第13条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち常務理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わないものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

(平28規程3・一部改正)

(常勤役員の報酬等及び通勤手当)

第3条 財団は、常勤役員の職務遂行の対価として報酬等及び通勤手当を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬等は、月額報酬及び期末手当とする。
- 3 常勤役員の報酬等の額は、毎年度1人当たり総額520万円を超えないものとし、理事会の承認を得て理事長が決定する。
- 4 常勤役員の報酬等の支給日、支給方法及び控除する額等の支給に関する詳細は、財団職員の例によるものとする。

(平28規程3・令2規程9・一部改正)

(市職員の身分を有する役員の報酬等)

第4条 久留米市職員の身分を有する常勤役員については、前条の規定にかかわらず、久留米市職員の例により給与を支給するものとする。ただし、退職手当は支給しない。

(非常勤役員等の報酬等)

第5条 財団は、非常勤役員及び評議員の会議出席等の職務の対価として報酬等を支給することができる。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等の額は、日額5,300円とする。

3 前項の日額報酬は、久留米市職員の身分を有する非常勤役員及び評議員並びに財団職員の身分を有する非常勤役員には支給しない。

(費用)

第6条 財団は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。ただし、常勤役員の通勤手当の計算方法や支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(平28規程3・一部改正)

(公表)

第7条 財団は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

2 財団法人久留米市総合管理公社役員の報酬等及び費用弁償に関する規程（昭和63年規程第3号）は、廃止する。

附 則（平成28.3.22規程第3号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2.3.24規程第9号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。